

品川区給付型大学奨学金事務取扱要綱

制定 令和7年 8月 1日 区長決定 要綱第216号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区給付型大学奨学金条例（令和7年品川区条例第44号。以下「条例」という。）および品川区給付型大学奨学金条例施行規則（令和7年品川区規則第45号。以下「規則」という。）に基づき実施する品川区給付型大学奨学金事業の円滑かつ適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例および規則において使用する用語の例による。

(対象学部)

第3条 奨学金の給付を受けることができる者の要件として、条例第2条第2号に定める学部は、学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）第1条に規定する「学校基本調査」において使用する学科系統分類表のうち、「1 大学（学部）学科番号」の大分類が、理学、工学、農学または保健に分類されるものとする。

(学業成績)

第4条 条例第2条第3号に定める学業成績が特に優れていることとは、規則第3条第1号に定める推薦書および成績等を証明する書類の5段階評価方式による全教科の平均点数（小数点第2位以下を四捨五入）が、4.0以上である場合をいう。

- 2 前項で定める平均点数を算出するための対象となる成績は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 学校を卒業する見込み、または修了する見込みの者は、高等学校1年次および2年次相当に該当する年次に履修したすべての科目の成績
 - (2) 学校を卒業後または修了後2年以内の者は、高等学校3年間相当に該当する年次間に履修したすべての科目の成績
- 3 本条で定める成績等を証明する書類が5段階評価方式によらない場合は、別表第1から別表第1の4まで（これらの表に定めるもの以外の成績評価の場合については、これらの表に定める換算方法に準じて換算するものとする。）の成績換算表により換算する。

(生活保護受給者からの申請)

第5条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者が奨学金を申請する場合、生活保護受給証明書を区に提出するものとする。

- 2 区は、前項に定める者から申請があった場合、その使途等について福祉事務所長の意見を求めなければならない。

(地域貢献活動)

第6条 条例第2条第4号に定める地域貢献活動は、奨学生が大学在学期間中、原則無償で自主的かつ定期的に行う地域社会の発展や課題解決に寄与する活動のことをいい、以下の各号の条件を満たす活動とする。

- (1) 地域貢献活動の目的は、地域活性化、防災・安全（消防団を含む）、地域社会の福祉向上、環境保護、教育支援または文化振興に資する活動であること。
- (2) 地域貢献活動の形態は、次のアからウに該当するものとする。
 - ア 地方自治体、公共機関、非営利団体または教育機関が主催もしくは認定する活動
 - イ 地域住民や地域団体と協働で行う活動
 - ウ 大学が認定する地域連携プログラムへの参加
- (3) 地域貢献活動の活動範囲は、原則として品川区内で行われる活動とする。ただし、品川区の利益に資する活動と区が認める場合は、品川区外の活動も範囲とする。
- (4) 地域貢献活動は、政治的、宗教的または営利目的の活動は含まないものとする。

(第1次選考)

第7条 規則第4条第1号に定める第1次選考は、条例第2条各号に定める要件について、申請書類および住民情報等により以下の確認を行う。

- (1) 居住要件 奨学金の給付を受けることができる者の生計を維持する者が、申請を行う日の属する年の1月1日現在において、引き続き2年以上区内に住所を有していること。ただし、奨学金の給付を受ける者またはその生計を維持する者が外国籍の場合にあっては、次の在留資格を有する者とし、在留期間および在留期間の満了の日をあわせて確認するものとする。
 - ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者として本邦に在留する者
 - イ 出入国管理及び難民認定法別表第2の永住者、日本人の配偶者等または永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者
- (2) 対象学部 本要綱第3条に定める学部であること。
- (3) 成績要件 本要綱第4条に定める成績以上であること。
- (4) 滞納状況 条例第2条第5号に定める特別区民税の滞納をしていないこと。

2 前項の要件を満たさない場合は、不承認とする。ただし、家庭状況や収入状況等から区長が特に認める場合は、この限りではない。

3 第1項の要件を満たす申請者および第2項ただし書きに該当する申請者については、規則第3条第2号および第3号に定める次の書類による作文評価を行うものとする。

- (1) 入学を志望する大学および学部での学修に係る計画を記載した書類（「学修計画書」という。）
 - (2) 区内における地域貢献活動に係る計画を記載した書類（「地域貢献活動計画書」という。）
- 4 前項の評価は、以下の観点から複数の審査員が採点を行い、その平均点を算出する。

- (1) 内容
- (2) 構成
- (3) 表現力
- (4) 文法および語法
- (5) 独創性

- 5 作文評価の審査員は、品川区給付型大学奨学金運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員または区長が認めた者によって行うものとする。
- 6 第1次選考は、第3項および第4項の評価結果に世帯所得等を考慮して、第2次選考に進める者（以下「第1次選考通過者」という。）を決定する。
- 7 第1次選考通過者の数は、予算の範囲内で定める給付人数に100分の20を乗じて得た人数を目安として加え、区長が決定する。

（第2次選考）

第8条 第2次選考は、前条に定める第1次選考を通過した申請者に対し、区が期日を指定して行う面接審査による。

- 2 面接審査は、以下の項目について評価を行うものとする。

- (1) 人物評価
 - ア 態度・礼儀
 - イ 表現力・コミュニケーション能力
 - ウ 意欲・熱意
- (2) 学修計画の実現可能性
 - ア 目標の明確性
 - イ 計画の具体性
 - ウ 実現に向けての準備状況
- (3) 地域貢献活動の実効性
 - ア 活動内容の具体性
 - イ 地域への貢献度
 - ウ 繼続性・発展性
- (4) 奨学金の必要性
 - ア 経済状況の説明
 - イ 奨学金の使途計画

- 3 面接審査は、3人以上の面接官により実施し、各面接官が前項の項目について以下の5段階の評点で評価を行い、その合計点を算出して第2次選考の最終評価とする。

- 5：極めて優れている
- 4：優れている
- 3：普通
- 2：やや劣る
- 1：劣る

- 4 面接官は、運営委員会の委員または区長が認めた者によって行うものとする。
- 5 面接時間は、1人あたり20分程度とし、質疑応答を含むものとする。

- 6 面接を受けなかった者については、辞退したものとみなす。
- 7 面接審査の実施方法、評価基準の詳細、その他必要な事項については、別に定める。

(給付型大学奨学生運営委員会)

第9条 第2次選考の結果は、第1次選考の結果と合わせて、給付型大学奨学生運営委員会において総合的に審議する。

- 2 区長は、前項の審議を経て、給付候補者を決定する。

(補欠合格)

第10条 区長は、給付候補者のうち給付の対象となる大学の学部に進学しない者が生じた場合に備え、あらかじめ補欠合格者を選定することができる。

- 2 補欠合格者の選定は、第1次選考および第2次選考の結果に基づき、給付候補者に次ぐ成績順により行うものとする。
- 3 区長は、前項の規定により補欠合格者を決定した場合、その旨および次の事項を補欠合格者に通知する。
 - (1) 補欠合格の順位
 - (2) 奨学生給付の可能性がある期限
- 4 給付候補者のうち給付の対象となる大学の学部に進学しない者が発生した場合、区長は速やかに補欠合格者の中から繰り上げ給付候補者を選定し、その旨および必要な手続きについて繰り上げ給付候補者に通知する。
- 5 補欠合格者の地位は、給付を受ける年度の3月31日までを有効とする。
- 6 本条に定めるもののほか、補欠合格に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(大学の修学に必要な費用)

第11条 条例第5条第2項に定める大学の修学に必要な費用は、授業料、在籍基本料、施設設備費、教育充実費、実験実習費、研究活動費、履修科目に係る図書購入費およびこれらに付随する費用とする。

- 2 保護者会費、同窓会費等、大学の修学に直接影響しない費用は、大学の修学に必要な費用にあたらないものとする。

(奨学生の使途報告)

第12条 奨学生は、規則第6条に定める書類を提出する際、給付された奨学生の使途について、区長に報告しなければならない。

(入学状況の確認)

第13条 給付候補者は、規則第5条第2項の定めに基づき、給付候補者として決定した大学および学部への入学を証する書類を提出しなければならない。

- 2 給付候補者は、給付候補者として決定した大学および学部とは別の大学および学部への入学が決定した場合は、速やかに進学先変更届および当該大学および学部への入学を証する書類を区長に提出しなければならない。

- 3 区長は、前項の届出があった場合、条例第2条第2号および本要綱第3条に定める大学および学部であることを審査のうえ、奨学生の給付決定を行うものとする。
- 4 給付候補者が正当な理由なく本条に定める届出を怠った場合は、給付候補者としての地位を取り消すものとする。

(在学状況等の確認)

第14条 奨学生は、規則第6条に定める書類を、以下の時期までに区が別に定める様式とともに、その状況を区長に報告しなければならない。ただし、大学による書類の発行時期等、やむを得ない理由により提出が遅れる場合は、その限りでない。

- (1) 毎年度開始時（4月30日まで）
 - (2) 每年度終了時（3月31日まで）
 - (3) 每学期ごと（当該年度の前期期間終了後2週間以内または後期期間終了後2週間以内）
- 2 前項の報告には、地域貢献活動実績報告書を付して提出するものとする。
 - 3 奨学生が正当な理由なく本条および規則第7条に定める報告または届出を怠った場合、もしくは虚偽の報告または届出を行った場合は、奨学生の停止または取消しの対象となるものとする。
 - 4 本条に定める報告や届出の詳細な方法、様式、その他必要な事項については、別に定める。

(給付決定の停止または取消し)

第15条 区長は、奨学生から規則第6条に定める報告または規則第7条に定める届出を受けた結果、奨学生が条例第8条各号のいずれかに該当する場合は、品川区給付型大学奨学生運営委員会への諮問、答申を経て、奨学生の給付を停止し、または当該奨学生の給付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年8月1日から適用する。

別表第1（第4条第2項ただし書き）

成績換算表（3段階評価による換算）

換算前評定（数値制／A B C制）	換算後評定
3／S	5
2／A	3
1／B	1

別表第1の2（第5条第2項ただし書き）

成績換算表（4段階評価による換算）

換算前評定（数値制／A B C制）	換算後評定
4／S	5
3／A	3. 6 7
2／B	2. 3 3
1／C	1

別表第1の3（第5条第2項ただし書き）

成績換算表（6段階評価による換算）

換算前評定（数値制／A B C制）	換算後評定
6／S	5
5／A	4. 2
4／B	3. 4
3／C	2. 6
2／D	1. 8
1／E	1

別表第1の4（第5条第2項ただし書き）

成績換算表（7段階評価による換算）

換算前評定（数値制／A B C制）	換算後評定
7／S	5
6／A	4. 3 3
5／B	3. 6 7
4／C	3
3／D	2. 3 3
2／E	1. 6 7
1／F	1